

島本町開発行為等における子育て支援協力金に関する要綱

(平成27年7月1日)

最近改正 令和2年2月1日

(目的)

第1条 この要綱は、開発行為等を行う事業主に対し子育て支援協力金（以下「協力金」という。）の寄附を求めることにより、開発行為等に伴う保育需要の増加に対応するための保育基盤の整備等の推進を図り、もって町の子育て環境の充実に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、島本町開発行為等の適正化及び環境保全等に関する指導要綱に定めるところによる。

(対象とする開発行為等)

第3条 この要綱の対象となる開発行為等は、一戸建住宅又は共同住宅の建設で、総戸数（共同住宅については、1戸当たりの専有面積が40平方メートル未満の住戸の数を除く。）が50以上のものとする。

2 同一の事業主又は土地所有者等が、一の開発行為等の完了の日の翌日から起算して2年以内に隣接する区域内で他の開発行為等を行う時は、それらの開発行為等を合わせて一の開発行為等とみなして、前項の規定を適用する。ただし、町長が一の開発行為等とみなすことが適当でないとき認めるときは、この限りでない。

(協力金の寄附の要請等)

第4条 町長は、第3条に規定する開発行為等を行う事業主に対し、1戸当たり10万円の協力金の寄附を求める。この場合において、町長は、事業主に対し協力金の趣旨等を説明し、当該事業主の理解と協力を得ることに努めるものとする。

2 事業主は、協力金を拠出するときは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請を行う日又は同法第18条第2項の規定による計画の通知を行う日までに、町長に寄附証書を提出するものとする。

3 前項の規定により寄附証書を提出した事業主は、事業完了後速やかに、町長に寄附申込書を提出し、協力金を納付するものとする。

(協力金の使途)

第5条 協力金は、次に掲げる事業に要する費用に充当する。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する教育・保育施設及び同条第5項に規定する地域型保育事業を行う事業所並びに同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業（同条第5号から第13

号までに掲げるものに限る。)の整備に関する事業

(2) その他地域における子育て環境の充実のため町長が特に必要と認めた事業

2 協力金は、島本町基金条例（平成元年島本町条例第13号）別表に掲げる財政調整基金に積み立てるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、町長は、必要があると認めるときは、協力金を基金に積み立てることなく第1項に規定する費用に充当することができる。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。